

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日は、
その翌日)

目次

◇規 則
恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

規 則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号。

以下「法律第九十一号」という。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で、知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 法律第九十一号附則第二条、第四条、第七条若しくは第八条又は同法による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八條第一項の規定により年額を改定すべき恩給(次条において「改定すべき恩給」という。)で、法律第九十一号の施行の日(以下「法施行日」という。)前の日付のある証書を発行したものにについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で法施行日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 昭和四十四年十月以後に新たに給与が始まる恩給で法施行日前の日付のある証書を発行したものについては、受給者の請求を待たずにその年額を訂正し、法律第九十一号による改正後の年額を表示した証書を発行する。

(症状等差を改定すべき恩給の改定手続等)

第五条 増加恩給を受けている者が、法律第九十一号附則第九條第一項の規定によりその年額の改定を請求する場合においては、増加恩給年額改定請求書(別記書式)に次に掲げる書類を添え、退職当時の任命権者を經由して知事に提出するものとする。

一 請求当時における診断書

二 恩給証書(その写をもつて代えることができる。)

2 第三条の規定は、法律第九十一号附則第九条第一項の規定によりその年額を改定すべき恩給で法施行日以後裁定するものの証書の発行について準用する。

(雑則)

第六条 法律第九十一号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第4頁

増加恩給年額改定請求書

一 証書記号番号

一 証書の日付

一 不具慶状の程度

恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)附則第九条第一項の規定により

恩給年額を改定された、証書類を添えて請求する。

年

月

日

現住所

鳥取県知事 殿 氏 名 殿

氏

名 ④

恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第四号。以下「条例第四号」という。）及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第七号。以下「条例第七号」という。）の施行に伴い、年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 条例第四号第一条若しくは第二条第二項、条例第七号第三条による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号）第二条第一項又は条例第七号附則第三条第一項の規定により年額を改定すべき恩給（次条において「改定すべき恩給」という。）で、条例第四号及び条例第七号の施行の日（以下「条例施行日」という。）前の日付けのある証書を発行したものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で条例施行日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 昭和四十四年十月以後に新たに給与が始まる恩給で条例施行日前の日付けのある証書を発行したものについては、受給者の請求を待たずにその年額を訂正し、条例第四号及び条例第七号による改正後の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第五条 条例第四号及び条例第七号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。